保護者の皆様へ
学校給食費の改定と月額定額制のお知らせです。

＜学校給食費の改定と月額定額制について＞　　**令和６年１１月２２日**

学校給食の費用負担については、学校給食法で食材費は保護者負担とされています。人件費や光熱水費、施設の維持管理等の経費は市が負担（学校設置者負担）することとしています。このたび、物価高騰により食材費が上昇していることに伴い、栄養基準、質、量を保つため１食あたりの給食費を、令和７年４月から下記のとおり改定を予定しています。毎月の集金はこれまでの日額計算から月額定額制とします。月額定額は年額給食費を 11 月で割りますが、年間の給食基準日数を減らし年額給食費を軽減いたします。

各家庭が物価高騰で厳しい状況にあることは十分に理解しておりますが、安心・安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を安定的に提供するためにご理解、ご協力をお願いいたします。

（給食費の改定や月額定額制については、予算の議決が得られない場合は実施しません。）

＜給食費の改定内容。令和７年４月から（予定）＞

区　分	現 行（1 食）	改定額（1 食）	月額定額	年額給食費
小学校	２４０円	３００円	４，７４０円	５２，１４０円
中学校	２７０円	３４０円	５，１００円	５６，１００円

＜給食費の軽減＞

1 食あたりの給食費は、改定しますが、月額定額制に伴い、元になる年額給食費は給食基準日数 189 日から小学校 15 日分、中学校 24 日分をあらかじめ差し引き（※1）、小学校 174 日、中学校 165 日とし、保護者負担の軽減をします。（※1）行事、休校、欠席の有無に関わらず、差し引きます。

学校行事分と定期テスト分	小学校 6 日分、中学校 15 日分、
ラーケーション分	3 日分
学級閉鎖可能性分	3 日分
その他（熱中症特別警戒アラート休校、台風休校等）	3 日分
合計	小学校 15 日分、中学校 24 日分

＜月額定額制の特徴＞

1	月額定額は年額給食費を 11 月で割り算出しています。
2	４月から７月までの給食費は、提供月の翌月に集金し、９月から３月までは提供当月払いとします。
3	中学校 3 年生の 3 月提供分は給食数がわずかのため、0 円とします。
4	小学校 1 年生の 4 月提供分は給食開始が遅いため 5 日分の 1,500 円を定額から差し引きます。
5	牛乳アレルギー、乳糖不耐症等の児童生徒については、牛乳から豆乳に代替にすることで、50 円減額をせず、月額定額とします。乳を使用するデザートも乳不使用のデザートになります。

＜学校給食費の調整＞

下記の場合は、給食費を調整する場合があります。※詳細は給食センターや学校にご相談・確認ください。

食物アレルギーによる欠食	病気、入院等の連続欠食	転入・転校	不登校状態など

連絡先　日進市学校教育部学校給食課（日進市立学校給食センター）　日進市本郷町西原 23

TEL　0561－72－0691　e-mail　kyushoku@city.nisshin.lg.jp